定山渓中継ポンプ場、藤野中継ポンプ場地下タンク漏えい検査業務仕様書 (令和8・9・10・11年度共通)

1 業務目的

消防法及び消防庁通達による、重油地下タンク及び地下埋設管の漏えい検査を 行う。

2 施設名、業務場所、タンク容量、数量、付帯設備内容

施設名	業務場所	タンク 容量	数量	付帯設備内容
定山渓中継ポンプ場	札幌市南区定山渓温泉 西4丁目374	4kL	1	別図参照①~③
藤野中継ポンプ場	札幌市南区藤野1条5 丁目1-33	3kL	1	別図参照④~⑤

3 留意事項

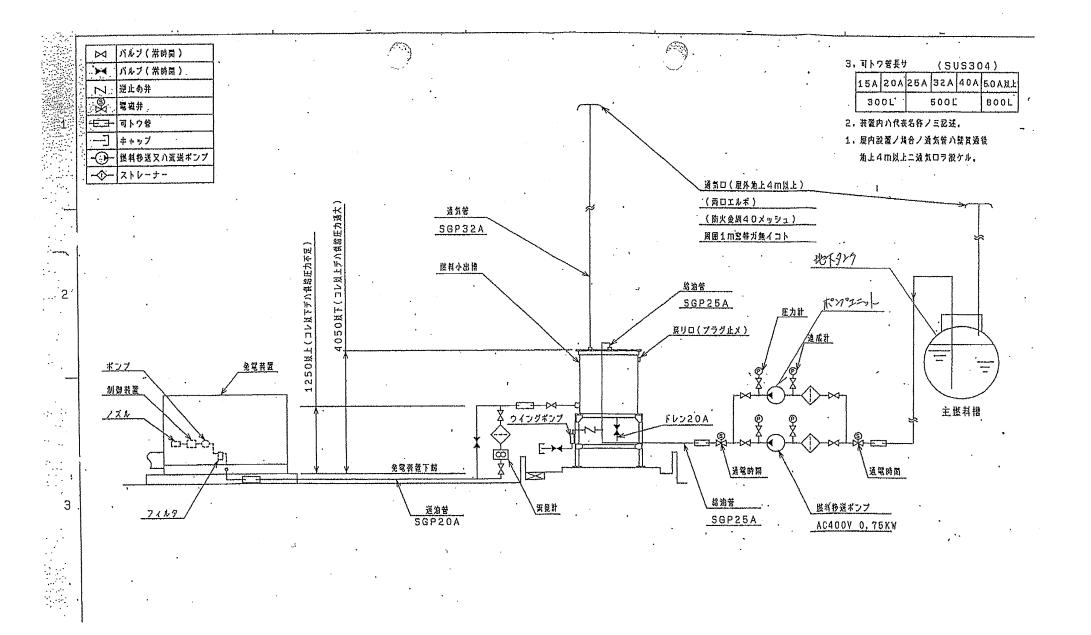
- (1) 漏えい検査を実施するにあたり、実施者は危険物取扱者(甲種又は乙種第4類)で、地下タンク等定期点検技術者講習を修了している者とする。
- (2) 漏えい検査は気相部及び液相部について行うこと。
- (3) 気相部、液相部は「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」による方法で点検技術者による漏えい検査を行うこと。
- (4) 本業務には、漏えい検査・検査準備・必要資材及び報告書作成等を含む。
- (5) 漏えい検査は、タンク内液面からタンク上面までの高さが400mm以上あることを確認してから行うこと。
- (6) 漏えい検査により発見された不良個所等は、速やかに委託者及び総括代理人に報告し指示を受けること。
- (7) 本業務は平成16年3月18日付け消防危第33号通知『地下タンク及び地下埋設配管の定期点検の指導指針について(通知)』に基づき実施するものとする。
- (8) 本業務は、地下タンクの定期点検に関する法令・条例等により実施すること。

参考 地下タンクの定期点検に関する法令・条例一覧

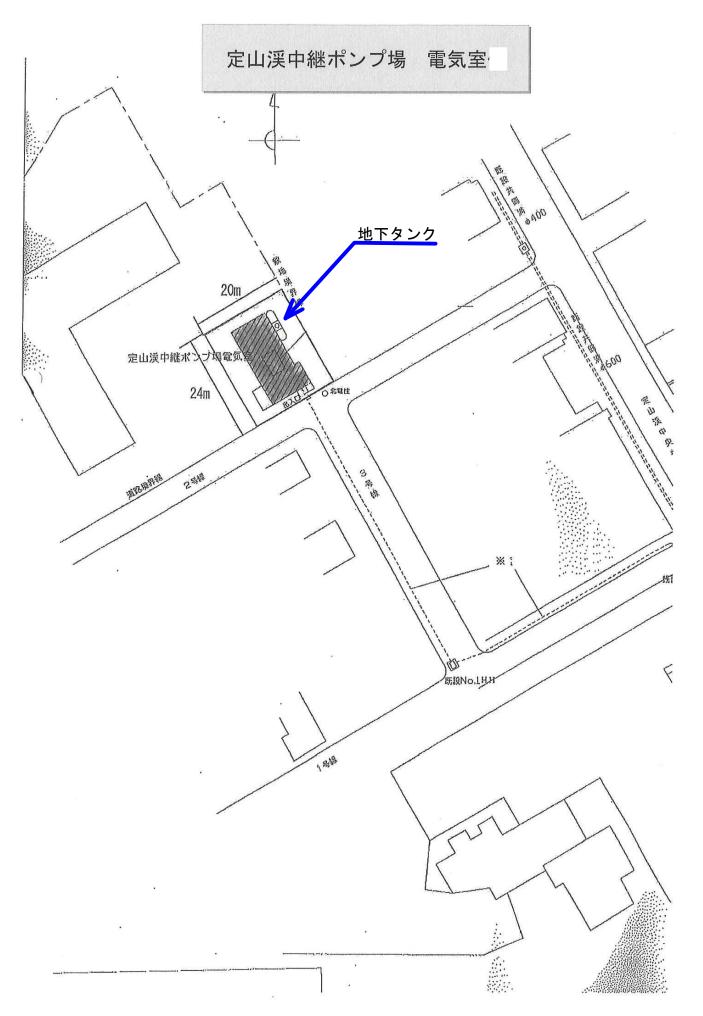
項		消防法	危険物の規則 に関する政令	危険物の規則に関す る規則
1	点検業務	第14条3の2	に関する政市	る残割
		7,0117,000	tata - ta -	
2	必要とされる貯蔵所		第8条の5	
3	点検周期			第62条の4第1項 (年1回以上)
4	点検基準	第12条第1項 (維持管理の業務) 第10条第3項 第10条第4項 (貯蔵、取扱、構造の基準)		第62条の4第2項 (点検の基準となる 法の指定) 第62条の6 (点検実施者)
5	点検表の記載事項			第62条の7 (点検を変え、 (点名称、 、点名が、 、点名が、 、点、 、点、 、点、 、点、 、点、 、点、 、点、 、点、 、点、 、
6	点検表の保存年数			第62条の8(3年)
7	改善命令	第12条第2項 (改善命令)		
8	使用停止命令	第12条の2第1項第5号 (点検業務違反)		
9	罰則	第42条第1項第4号 (停止命令違反:6月以下の 拘禁刑又は50万円以下の罰金) 第44条第1項第5号 (点検義務違反:30万円以下 の罰金又は拘留) 第45条(両罰)		
10	点検方法の明確化	平成16年3月18日付け消防危 第33号通知 「地下貯蔵タンク等及び移動 貯蔵タンクの漏れの点検に係 る運用上の指針について」		危険物の規制に関す る技術上の基準の細 目を定める告示

札幌市消防局危険物施設の定期点検ガイド

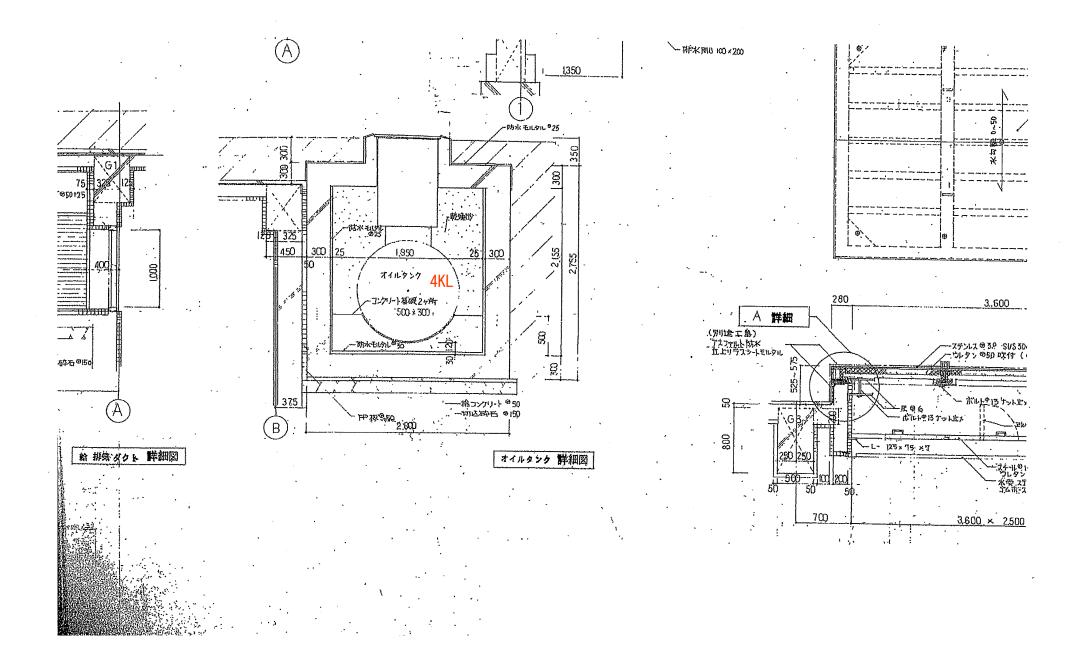
(https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/kikenbutsu/shisetsu/guide.html)



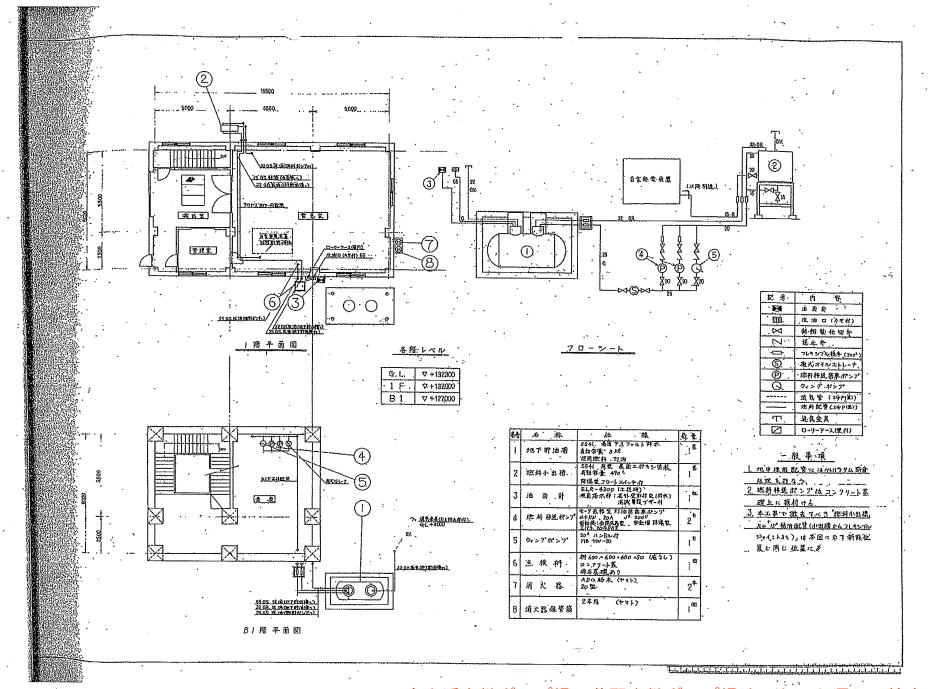
定山渓中継ポンプ場、藤野中継ポンプ場地下タンク漏えい検査業務 別図参照① 定山渓中継ポンプ場



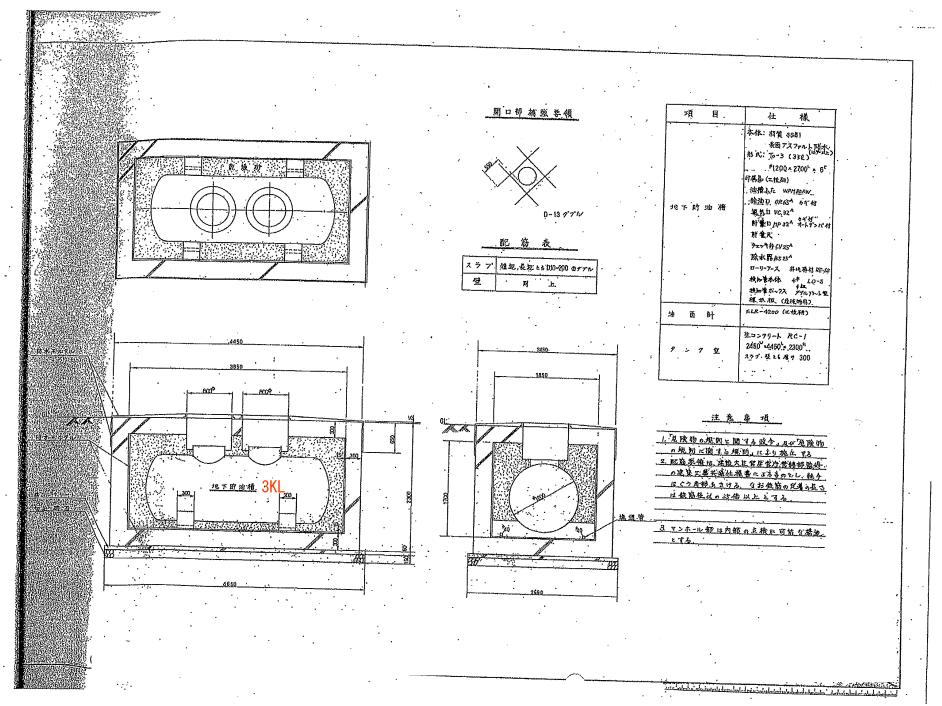
定山渓中継ポンプ場、藤野中継ポンプ場地下タンク漏えい検査業務 別図参照② 定山渓中継ポンプ場



定山渓中継ポンプ場、藤野中継ポンプ場地下タンク漏えい検査業務 別図参照③ 定山渓中継ポンプ場



定山渓中継ポンプ場、藤野中継ポンプ場地下タンク漏えい検査業務 別図参照④ 藤野中継ポンプ場



定山渓中継ポンプ場、藤野中継ポンプ場地下タンク漏えい検査業務 別図参照⑤ 藤野中継ポンプ場